

HTA

# 兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

Vol.444

## TOPICS

### 主な記事

- 第 65 回定時総会を開催しました
- 令和 5 年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 適正化事業実施機関からのお知らせ  
今月のテーマ 「高齢運転者の適齢診断受診及び指導について」

7

2023  
July



場 所：旧居留地(神戸市中央区)

# CONTENTS



- 1 第65回定時総会を開催しました

## 行政からのお知らせ

- 4 (兵庫県)令和5年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

## 全ト協

- 9 引越事業者の皆様へ  
良質なサービスの取り組みを見える化！「引越安心マーク」始めてみませんか？

## 事務局からのお知らせ

- 10 「安全性優良事業所(Gマーク)神戸運輸監理部 兵庫陸運部長表彰」について  
11 目前に迫る2024年問題についてセミナー開催のご案内です！  
12 「引越基本講習」の開催について(お知らせ)

## 支部活動だより(東部支部)

- 13 東部支部創立50周年記念式典を開催しました

## 理事会だより

## 陸災防のページ

- 15 改正労働安全衛生規則等説明会のご案内  
16 はい作業主任者技能講習会のお知らせ

## 会員だより

## 協会日誌

## 適正化事業実施機関からのお知らせ

- 24 今月のテーマ 「高齢運転者の適齢診断受診及び指導について」

「標準的な運賃」を活用するための  
**運賃・料金の変更届出はお済みですか！**  
～まずは届出を～

〈兵ト協会員届出状況〉

(令和5年5月末日現在)

該当会員数	届出件数	届出割合
1615社	568社	35.2%

※届出割合は全国ワースト1位

## 第65回定時総会を開催しました

令和5年6月23日（金）ANAクラウンプラザホテル神戸において、第65回定時総会を開催しました。

開会に先立ち兵ト協会長表彰受賞者32名の表彰式及び全ト協会長表彰受賞者13名の伝達式が行われました。

議事では「令和4年度事業報告」及び「令和4年度公益目的支出計画実施報告」の報告事項に続いて「令和4年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）の承認について」、「理事58名の選任について」、「監事3名の選任について」の議案が審議され、いずれも原案通り承認されました。

総会終了後に開催された臨時理事会の中で新たに選任された理事の互選により、新たに原岡会長を始め、正・副会長、常任理事、専務理事、常務理事が選定されました。

その後、交通遺児救援金の贈呈式を行い、会員事業者からいただいた多額の募金を原岡会長から交通遺児等育成基金へ寄贈し、感謝状をいただきました。

また、国土交通省・兵庫労働局・兵庫県・兵庫県警・自動車事故対策機構から多数の来賓が出席され、北川健司 近畿運輸局自動車交通部長、木下麻子 兵庫労働局労働基準部長、釜江義明 兵庫県土木部次長、田中英敦 兵庫県警察本部交通部長が祝辞を述べられました。



原岡会長





## 兵 卜 協 新 役 員 名 簿

(敬称略)

令和5年6月23日

会長	原 岡 謙 一 (株) 原 岡 運 送 店		
副会長	藤 原 康 雄 明 石 運 輸 (株)	尾 上 昌 史 淡 路 共 正 陸 運 (株)	
	木 南 一 志 (株) 新 宮 運 送	村 上 功 栄 進 急 送 (株)	
	山 口 一 幸 山 口 運 送 (株)	小 西 毅 西 播 通 運 (株)	
専務理事 常務理事	西 川 孝 秀 事 務 局		
	村 尾 芳 和 事 務 局		
常任理事	◎ 杉 康 弘 日 本 通 運 (株) 神 戸 支 店	◎ 吉 田 慎 太 郎 (株) ヨ シ ダ 商 事 運 輸	
	椿 本 和 生 ( 合 同 ) つ ば き	◎ 中 島 輝 夫 兵 庫 ト ラ ン ス ポ ー ト (株)	
	◎ 森 上 明 有 馬 運 輸 (株)	◎ 藤 原 典 生 丸 二 運 送 (有)	
	平 戸 伸 和 平 戸 梱 包 運 送 (株)	◎ 真 鍋 昇 (株) 共 栄 社 マ ナ ベ	
	苗 村 祐 作 台 神 商 運 (株)	◎ 碓 永 良 三 碓 永 自 動 車 (株)	
	◎ 矢 納 利 夫 (株) サ ラ ブ エ ク ス プ レ ス	◎ 笹 山 誕 一 笹 山 運 送 (株)	
	◎ 藤 尾 健 司 姫 路 合 同 貨 物 自 動 車 (株)	◎ 谷 井 秀 彰 谷 井 運 輸 (株)	
	◎ 日 下 部 昇 吾 (株) 八 鹿 通 送	◎ 稲 田 豊 稲 田 運 送 (株)	
理事	中 島 孝 博 尼 崎 南 運 輸 (株)	◎ 大 西 康 雄 近 畿 通 産 (株)	
	前 原 幸 喜 前 原 運 送 (株)	◎ 里 岡 昭 一 山 手 物 流 (株)	
	◎ 出 口 浩 数 出 口 運 輸 倉 庫 (株)	◎ 吉 良 康 幸 今 津 陸 運 (株)	
	◎ 龍 山 安 雄 都 宝 産 業 (株)	◎ 北 野 政 弘 氷 上 運 送 (有)	
	◎ 川 口 浩 樹 石 見 サ ー ビ ス (株)	◎ 南 谷 幸 宏 (株) 大 前 運 送 店	
	◎ 増 本 幸 由 ま す も と 運 輸 (株)	◎ 奥 野 友 和 奥 野 運 輸 産 業 (株)	
	◎ 内 山 克 己 (株) 神 戸 急 配 社	◎ 池 端 文 雄 池 端 商 事 (有)	
	◎ 脇 村 照 彦 (有) 山 一 運 送	◎ 豊 田 泰 輝 豊 田 運 送 (有)	
	◎ 藤 本 米 造 藤 本 運 送 (株)	◎ 大 西 範 行 大 西 組 運 輸 (有)	
	◎ 田 中 康 之 平 野 運 送 (株)	◎ 飛 田 義 美 飛 田 運 送 (株)	
	◎ 南 直 祐 京 阪 運 送 (株)	◎ 堀 部 和 成 (株) 日 笠 運 送	
	◎ 山 田 基 嗣 木 下 運 輸 (株)	◎ 畑 英 一 郎 旭 陸 運 倉 庫 (株)	
	◎ 今 津 啓 善 木 下 運 送 (株)	◎ 福 永 吉 秀 信 栄 運 輸 (株)	
	◎ 吉 本 哲 也 日 本 通 運 (株) 姫 路 支 店	◎ 中 井 康 博 (株) ハ マ ダ	
	◎ 下 山 高 季 (有) 御 立 輸 送	◎ 河 田 勝 幸 龍 野 運 送 (株)	
	◎ 櫻 井 俊 雄 中 播 運 輸 工 業 (有)	◎ 嵯 峨 山 幸 広 (株) 嵯 峨 山 通 商	
	◎ 松 井 規 佐 夫 マ ル シ ョ ウ 運 輸 (株)		
監事	◎ 石 丸 鐵 太 郎 弁 護 士	◎ 池 尻 公 誠 大 陽 運 送 (株)	
	◎ 清 瀬 一 郎 (株) シ キ ト ウ サ ー ビ ス		

◎は新任

当日定時総会に出席された皆様から67,512円の募金をいただきました。  
ありがとうございました。

# 行政からのお知らせ

## 兵庫県

### 令和5年度「夏の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

#### 1 目的

夏の時季は、休暇等により交通流・量が変化することに加え、日中の暑さを避けて朝夕に活動する高齢者や夏休みに屋外で活動するこどもが増加するとともに、暑さによるストレスや疲労等により、気の緩みが生じやすい季節であることなどから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような夏特有の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

#### 2 運動期間

令和5年7月15日（土）から24日（月）までの10日間

#### 3 交通安全の日

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| ○ 交通安全意識を高める日             | 7月15日（土） |
| ○ 高齢者交通安全の日               | 7月15日（土） |
| ○ シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日 | 7月15日（土） |

#### 4 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

#### 5 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全  
思いやる 気持ちで守る 高齢者

#### 6 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

#### 7 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

## 8 運動重点に関する主な推進項目

### (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が約4割と最も高く、歩行者側にも信号無視や車両等の直前直後横断等の法令違反が認められることから、年間の運動に基づいて普及啓発・促進し、歩行者の安全確保を図る必要がある。

#### ア 歩行者の交通ルール遵守の徹底

##### ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動の実践

※ 信号機のない横断歩道で、歩行者・運転者の双方が手を挙げるとともに、目で合図（アイコンタクト）などを行うことによって、交通事故の抑止を図る運動

##### ◆ 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化

##### ◆ 歩行中幼児・児童の交通事故の特性（安全確認をせずに飛び出すなど）や高齢者の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施

##### ◆ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からのこどもへの教育の推進

#### イ 歩行者の安全の確保

##### ◆ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

##### ◆ 高齢者自身が、加齢等による身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動の実践につながる交通安全教育等の実施

##### ◆ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進

##### ◆ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

##### ◆ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策の推進

##### ◆ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

### (2) 安全運転意識の向上

交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車であり、中でも「自動車対歩行者」の死亡事故の多くが道路横断中に発生していることから、運転者の安全運転意識の向上を図る必要がある。

#### ア 運転者の歩行者等への保護意識の向上

##### ◆ 横断歩道合図（アイズ）運動プラスの実践

※ 横断歩道合図（アイズ）運動に加え、横断歩道手前に設置されているダイヤマーク標示で減速の徹底を呼び掛ける「横断歩道手前減速運動」をプラスした運動

##### ◆ 運転者に対し、歩行者等の保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

##### ◆ 「横断歩道 歩行者優先宣言」の賛同促進と実践

##### ◆ 運転中のスマートフォン等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

##### ◆ 点灯推奨時間を目安とした薄暮時における早めのライト点灯、対向車や先行車がない状況における原則ハイビームの活用（特にハイビーム活用促進路線の周知）

## ◆ 前照灯の自動点灯（オートライト）機能の活用推進

## ※ 点灯推奨時間

季節	点灯推奨時間
夏季（6月～8月）	午後6時

## イ 二輪運転者等に対する広報啓発

## ◆ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

## ◆ 改正道路交通法（令和5年7月1日施行）により新たな車両区分となった特定小型原動機付自転車等（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

## ※ 主な交通ルール

区分 \ 種類	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
運転免許	不要	
ヘルメット	努力義務	
自賠償保険	必要	
ナンバープレート	必要	
最高速度	時速20km/h	時速6km/h
走行場所	車道・普通自転車専用通行帯・自転車道	特定小型原動機付自転車の走行場所に加え、歩道（自転車歩行者通行可のみ）・路側帯
年齢制限	16歳以上	

その他道路運送車両法の保安基準に適合している必要がある。

## ウ 高齢運転者の交通事故防止

## ◆ 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

## ◆ 一定の違反歴を有する75歳以上の運転者に対する免許更新時における運転技能検査導入の周知

## ◆ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

## ◆ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

## ◆ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口（全国统一専用ダイヤル#8080）の積極的な周知及び利用促進

## ◆ 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進



### (3) 自転車の交通安全

改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化とされたことを周知する必要がある。

また、自転車乗用中の死傷者のうち約9割に安全不確認や一時不停止等の法令違反が認められる。このため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーを周知・徹底し、自転車の交通安全を図る必要がある。

#### ア 自転車乗車用ヘルメット着用の促進

- ◆ 交通事故のうち、自転車乗用中死者の半数以上が頭部の負傷により亡くなっていることを踏まえ、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の必要性の周知

#### イ 自転車の交通ルール遵守の徹底

- ◆ 改定「自転車安全利用五則」の周知（令和4年11月1日交通対策本部決定）

##### ※ 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



- ◆ 自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底
- ◆ 傘差し等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等使用時の危険性の周知と指導の徹底
- ◆ 自転車運転者講習制度の周知
- ◆ 自転車配達員への街頭における指導啓発

#### ウ 自転車利用者自身の安全確保

- ◆ 反射材用品等の取付け促進による自転車の被視認性の向上
- ◆ 電動アシスト自転車の安全利用の推進
- ◆ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用及び幼児同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性に関する広報啓発の推進
- ◆ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- ◆ 自転車損害賠償保険加入義務の周知

### (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

重大事故の原因となる飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生していることから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転等を許さない環境づくりのため、飲酒運転等による事故の根絶を図る必要がある。

#### ア 飲酒運転の根絶

- ◆ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発
- ◆ 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」の醸成

- ◆ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底
- ◆ キッズ交通保安官などによる飲酒運転根絶の呼び掛け
- ◆ 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等における業務の確実な履行
  - ※ 昨年4月1日から、安全運転管理者は運転者の運転前後に目視等により酒気帯びの有無を確認することが義務化
  - 今後、アルコール検知器を用いて行うことが義務化
- ◆ 自転車や特定小型原動機付自転車等（いわゆる電動キックボード等）も飲酒運転が違法であることの周知
- ◆ 飲酒運転追放「三ない運動」の周知徹底
  - ※ 酒を飲んだら車を運転しない
  - 運転する時は酒を飲まない
  - 運転する人には酒を飲ませない
- ◆ ハンドルキーパー運動の促進
  - ※ 自動車で複数の者が飲食店などへ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者（ハンドルキーパー）を事前に決めておく運動
- ◆ 飲酒運転追放宣言の賛同促進と実践



#### イ 妨害運転等の防止

- ◆ 妨害運転等の悪質性・危険性についての広報啓発の推進
- ◆ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の周知徹底
- ◆ ドライブレコーダーの有用性の周知による普及啓発の推進

#### (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

自動車乗車中における後部座席のシートベルト着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であることから、正しい着用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る必要がある。

- ◆ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・徹底を図るとともに、その必要性・効果に関する理解の促進を図る
- ◆ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付け方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、適正な使用方法についての広報啓発の推進
- ◆ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

# 全ト協

引越事業者の皆様へ

良質なサービスの取り組みを見える化！

## 「引越安心マーク」

### 始めてみませんか？



**JTA** 公益社団法人  
全日本トラック協会

引越事業者優良認定制度認定のシンボルマークは、認定事業者にのみ使用が認められます。「引越安心マーク」は、全日本トラック協会の登録商標です。

「引越安心マーク」は  
全日本トラック協会が認定する  
安全・安心な引越サービスを提供する  
引越事業者の証しです。



「引越安心マーク」  
の詳細はこちら



<問合せ先>

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5  
(公社)全日本トラック協会 引越安心マーク事務局  
電話：03-3354-1038  
FAX：03-3354-1019

## 事務局からのお知らせ

### 「安全性優良事業所（Gマーク）神戸運輸監理部 兵庫陸運部長表彰」について

神戸運輸監理部兵庫陸運部では「貨物自動車の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全性の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対し安全対策等について顕著な功績が認められることについて評価を行うことを目的として「安全性優良事業所（Gマーク）神戸運輸監理部兵庫陸運部長表彰」を実施しています。

つきましては、表彰基準（概要）をご覧くださいまして基準を満たす事業所におかれましては申請書（兵ト協ホームページのトピックス欄に掲載。）に必要書類を添付の上、

8月25日までに（一社）兵庫県トラック協会総務部あて郵送又は持参いただきますよう、お願いいたします。

#### 安全性優良事業所表彰基準（概要）

1. 10年以上連続してGマーク認定を受けていること。
2. 表彰日の直前3年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、第一当事者（推定含む）となる重大事故を惹起していないこと。
3. 表彰日の直前1年間において、神戸運輸監理部兵庫陸運部管内の他の事業所を含め、監査に基づく行政処分を受けていないこと。
4. 定期的な運転者教育を行っており、次のいずれかに該当していること。 ①交通事故防止委員会 ②安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれているものに限る） ③グループによる危険予知訓練、ヒヤリハット活動 ④交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動 ⑤交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など
5. デジタルタコグラフ又はドライブレコーダーのいずれかが90%以上の事業所配置車両に装着され、その効果をドライバー教育に反映させていること。
6. Gマークの認定後、次のいずれかに該当していること。 ①荷主からの表彰や感謝状を受けたことがある。 ②安定的な経営を確保している。 ③定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している。

問い合わせ先

兵庫県トラック協会 総務部

TEL：078-882-5556

目前に迫る2024年問題についてセミナー開催のご案内です!

## 2024年問題対策セミナー

**DX/IT化**

**法令対応**

**労務管理**

**働き方改革**

### 【2024年問題とは】

2024年4月以降 自動車運転業務における年間時間外労働時間が規制（上限960時間）されることなどから発生する物流業界の諸問題

本セミナーは、2024年問題について、背景や問題点の整理、事業計画の必要性について金融機関目線で解説します。取組事例もご紹介します！

### 【開催概要】

日時 2023年7月25日（火） 13：30～16：00（受付13：00～）

場所 兵庫県トラック総合会館 3階大会議室

神戸市灘区大石東町2丁目4-27

※駐車場狭小のため、公共交通機関をご利用ください。

参加費 無料

定員 100名

問合せ （一社）兵庫県トラック協会 担当：藤塚

TEL：078-882-5556 e-mail：s-fujitsuka@hyotokyo.or.jp

### 1 部

#### 「物流の2024年問題で金融機関が果たすべき役割とは」

講師：商工中金ソリューション事業部

### 2 部

#### 「DX、パートナーシップによる積極的な2024年問題の解決」

～デジタルテクノロジーを活用し、荷主・元請けとのパートナーシップの中で労働環境を改善し、働き方改革、生産性の向上、安心・安全を実現～

講師：一般社団法人 運輸デジタルビジネス協議会（TDBC）

以下に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。受付確認の返信はいたしません。

【申込期日：2023年7月20日（木）】

会社名		TEL	
参加者氏名		役職	
参加者氏名		役職	

**FAX.078-882-5565**

共 催

兵庫県中小企業団体中央会 兵庫県信用組合 淡陽信用組合  
（株）商工組合中央金庫 （一社）兵庫県トラック協会

## 「引越基本講習」の開催について（お知らせ）

### 「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている 引越管理者講習を受講するために必要な講習です。

引越事業者各実務担当者（見積り・作業・対応・管理者）への標準引越運送約款他 関係法令の周知徹底のための標記講習会を下記のとおり開催致しますので、引越業務に係わる方で受講を希望される方はお申込みいただきますようご案内申し上げます。

#### 記

1. 日 時：令和5年9月1日（金） 講習時間 10時00分～16時00分  
※受付 9時20分～9時50分 ※時間厳守でお願いします。
2. 場 所：兵庫県トラック総合会館3階 神戸市灘区大石東町2丁目4-27
3. 講習内容：「引越業界の現状について／標準引越運送約款の解説 等」（仮題）
4. 受講対象者：一般貨物自動車運送事業者で引越業務実務経験者（予定者も含む）
5. 定 員：50名 ※受付期間中であっても定員に達し次第、受付を終了致します。
6. 申込み方法：引越基本講習〔申込書兼受講票〕（様式1）をご記入のうえFAX(078-882-5565)にてお申込み下さい。（本票は、当日受付へ提出して下さい。）  
※引越基本講習〔申込書兼受講票〕は、兵ト協ホームページの「研修会・講習会」ページの「引越講習」からダウンロードして下さい。（7/12（水）から掲載予定）
7. 申込み期限：令和5年8月15日（火）必着 ※締め切り後の受付は一切致しません。
8. 受講料：会員 2,000円、 非会員 3,500円  
※受講料は、当日徴収します。（お釣りが無いようにお願いします。）  
※兵ト協引越部会員は、基本・管理者講習併せて年2名まで部会で助成します。
9. 注意事項：当日は、会館駐車場が狭隘なため、公共交通機関をご利用のうえご参加下さい。
10. 申込先（問い合わせ先）：（一社）兵庫県トラック協会 業務部  
TEL：078-882-5556 FAX：078-882-5565

講習当日、次のものを必ずご持参下さい

- 引越基本講習〔申込書兼受講票〕の**本票**（当日受付にて未提出の方は受講不可）
- 筆記用具（講習の最後にテストを行いますので、鉛筆、消しゴム、赤ペンを持参下さい）

※事前にFAX申込みされていない方は、受講出来ませんのでご注意下さい。

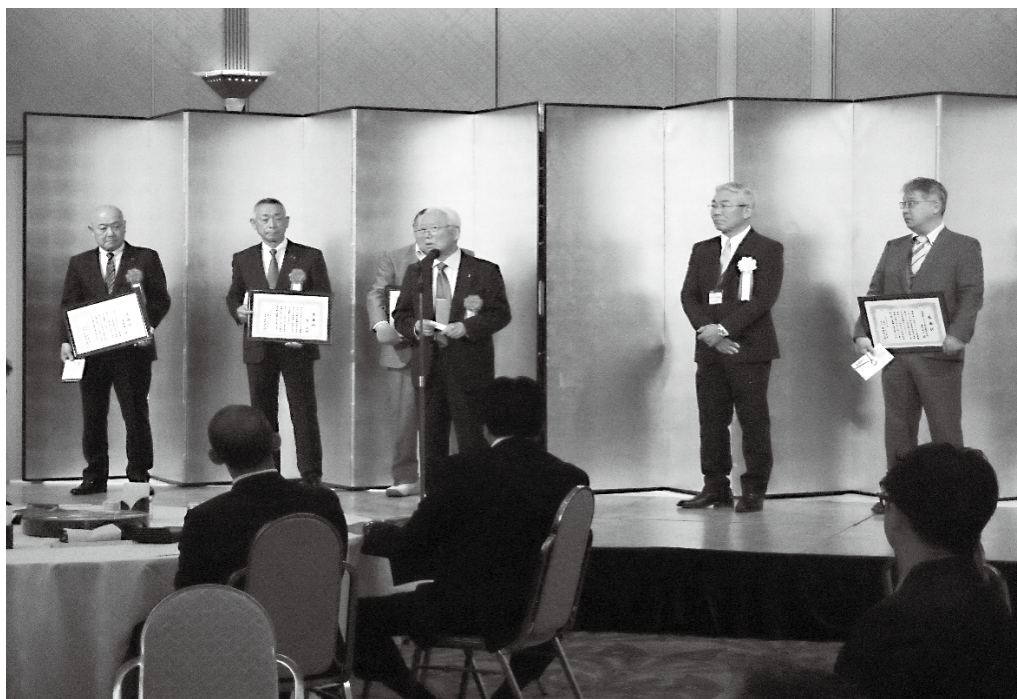
以 上



## 支部活動だより(東部支部)

### 東部支部創立50周年記念式典を開催しました

5月19日、尼崎市昭和通2丁目7-1の都ホテル尼崎において東部支部創立50周年記念式典を開催しました。歴代支部長他へ感謝状贈呈の後、これまでの東部支部の歴史が紹介されました。その後、アトラクションとしてバイオリン井上雅善氏、ギター木村モモ氏の演奏会が行われました。当日は来賓を含め67名が参加しました。



# 理事会だより

## 令和5年度 第1回理事会を開催しました

日時 令和5年5月30日（火）  
場所 兵庫県トラック総合会館

原岡会長、理事40名、監事2名が出席し、下記の審議事項は全て承認されました。

### 議 題

- 第1号議案 令和5年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- 第2号議案 令和4年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- 第3号議案 令和4年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- 第4号議案 令和4年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- 第5号議案 会員の入会の承認について
- 第6号議案 第65回定時総会の開催（案）の承認について
- 第7号議案 役員候補者の推薦について
- 第8号議案 定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について





# 陸災防のページ

問い合わせ先 陸運労災防止協会 兵庫県支部  
(兵庫県トラック協会内)  
電話 078-882-5556

## 改正労働安全衛生規則等説明会のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

令和5年3月28日に公布された改正労働安全衛生規則等により、昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されたこと、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育が義務化されたこと等について、会員事業者を対象として下記により、「改正労働安全衛生規則等説明会」を開催することといたしました。

つきましては、会員事業者様の積極的なご参加をお待ちしています。

### ～ 説明会の主な内容 ～

- 1 開催日時 令和5年8月3日(木) 13:30～16:30
- 2 開催場所 兵庫県トラック総合会館 3階会議室(電話 078-882-5556)  
(住所：神戸市灘区大石東町2-4-27)
- 3 講習会の内容
  - (1) 改正基準告示の解説(兵庫労働局担当官)
  - (2) 労働災害発生状況・改正労働安全衛生規則等の概要(兵庫労働局担当官)
  - (3) 改正労働安全衛生規則等の詳細(陸災防安全管理士)
  - (4) 質疑応答
  - (5) アンケート記入
- 4 定員  
約50名程度(先着順を原則としますが、申込多数の場合。一事業者につき一名とさせていただきますことがあります。)
- 5 参加申込み  
参加申込は、下記参加申込書にご記入し、陸災防兵庫県支部までファックスでお申し込みください(受講票等は送付いたしません)。
- 6 修了したことを証する書面  
本講習会を受講された方には、修了したことを証する書面をお渡しします。

陸災防兵庫県支部 FAX 078-882-5565

### 改正労働安全衛生規則等説明会参加申込書

参加者氏名	①	②
事業場名	(業種： )	
住所 電話番号 ご担当者氏名	〒 TEL	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本説明会以外は使用いたしません。

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関〔兵労基安登録第14号〕〉

## はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

### 1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2023年7月27日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2023年7月28日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

### 2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,700円 (内消費税10% 700円)
非会員	7,700円 (内消費税10% 700円)	1,650円 (内消費税10% 150円)	9,350円 (内消費税10% 850円)

### 3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名（事業場の代表又は責任者の方）の記入及び、押印（丸印）が必要です。（角印は認められません。）

### 4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

2023年6月6日(火)～2023年7月21日(金) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

（定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。）

- ① 受講申込書（A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい。）
- ② 証明写真2枚（サイズ縦3.0cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込書到着後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内  
陸運労災防止協会兵庫県支部  
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

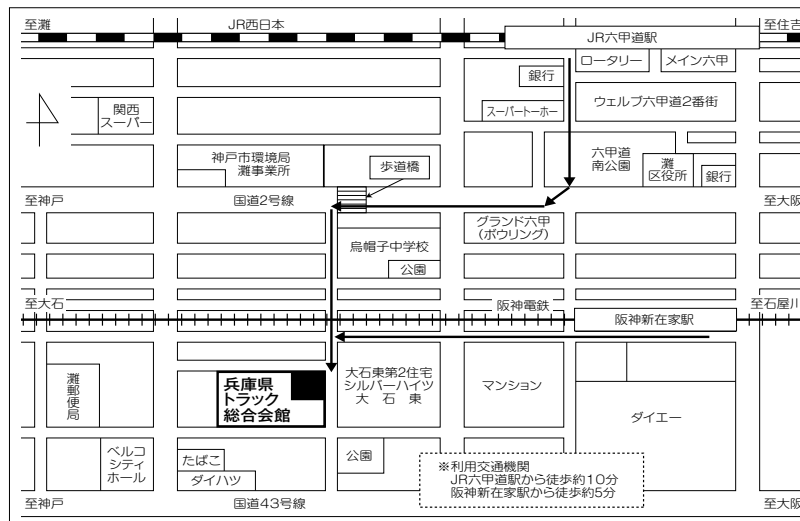
修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することが出来ます。

追試験を希望される場合は、受験料2,200円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。（追試験は、後日実施します。）

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

## はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号  
TEL (078) 882-5556







# 燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和5年5月末現在）

（単位：円/ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド		
	平 均	平 均	平 均	平 均		
J X T G	113.83	116.20	115.46	119.28	兵ト協 調 べ	
出 光	109.63	116.50	117.00			
コ ス モ	113.38	117.30	117.00			
三 井	109.50					
そ の 他	110.00	111.58		125.30		
総 計	112.05	114.35	115.80	123.80		
5 / 4	全国平均	110.52	調査なし	119.17	119.52	全ト協 調 べ
	近畿平均	110.97		120.72	120.78	

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
令和4年6月	112.17	112.51	120.31	127.07
令和4年7月	117.90	121.75	125.42	130.93
令和4年8月	113.40	114.24	118.46	124.25
令和4年9月	114.51	113.40	118.32	122.29
令和4年10月	113.14	114.70	121.25	126.60
令和4年11月	114.32	113.68	121.13	127.02
令和4年12月	112.48	114.43	119.32	122.42
令和5年1月	112.62	114.05	117.69	125.42
令和5年2月	112.43	115.04	116.54	122.73
令和5年3月	110.71	113.82	115.41	122.33
令和5年4月	113.14	113.97	117.18	123.62
令和5年5月	112.78	115.16	120.12	120.18
令和5年6月	112.05	114.35	115.80	123.80
年間平均	113.20	114.70	119.00	124.51

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

# 会員だより

## 入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
5.5.27	西神戸	一般	(株)阿部総建	阿部 賢一	〒653-0053 神戸市長田区本庄町3-6-6	TEL 078-777-5344 FAX 078-777-5344
5.31	西播	一般 利用	(株)桂物流	三木 桂吾	〒705-0132 岡山県備前市三石179-3	TEL 0869-62-9077 FAX 0869-62-9078
6.2	東部	一般	ラボリス(株)	小谷 義章	〒660-0861 尼崎市御園町35 MARUTO尼崎ビル3F	TEL 06-6423-7067 FAX 06-6423-7068
6.8	西播	一般 利用	(株)ブレイズ	榮田 精一	〒577-0024 大阪府東大阪市荒本西3-3-16	TEL 06-4306-4351 FAX 06-4306-4352
6.9	西播	一般	(株)読宣運輸	中濱 宏章	〒672-8040 姫路市飾磨区野田町20	TEL 079-231-3200 FAX 079-231-3883
6.14	西播	一般	(株)キョウドウ	平松 伸基	〒672-8035 姫路市飾磨区中島2071	TEL 079-231-0381 FAX 079-234-6771

## 退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
5.6.1	東播	一般	(有) 正 晃	本岡 輝康

## 変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
9	代表者	(株) 秀 香 下坊 秀和	下坊 秀夫
28	代表者	(株) 太閤通商 櫻井 秀一、櫻井 勉	櫻井 秀一
37	代表者	池田興産(株) 大南 幸夫	池田 津留江
54	代表者	正洋運送(株) 藤原 正明	藤原 隆志
70	代表者	産興運輸(株) 堀家 新司	堀家 新司、峰晴 直行
73	代表者	日本安全警備(株) 紫嶺 裕	柏原 容三
75	社名 代表者	弥生運輸(株) 小池 謙司	(株)日之出運輸 波多江 司
79	代表者	(株)カネツポ 壺井 隆司	福田 直樹
80	住所	川中運送(株) 神戸市中央区港島6-1	神戸市中央区港島中町1-1-22
87	社名 代表者	O S O (株) 新田 勝彦	YSO Logi(株) 鈴木 闘志也

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
146	社名 住所 FAX	(有)大島運送 神崎郡福崎町西治2-6 FAX 0790-22-5784	(株)大島ロジスティクス 神崎郡福崎町高橋43-6 FAX 0790-22-8802
151	代表者	三光運輸(株) 三木 光治	大垣 広宣
157	代表者	常磐運輸(株) 木南 晋一	松岡 昭
165	住所 TEL/FAX	(株)モトエ商運 姫路市大津区新町2-8 TEL 079-237-2617 FAX 079-237-2617	〒676-0074 高砂市梅井2-3-14 TEL 079-448-8542 FAX 079-448-8542
175	社名 代表者 住所	(有)丹波牛乳運送 三木 亮介 養父市八鹿町宿南 2378-5	(有)パルサー運輸 三木 直子 豊岡市日高町上石25-2
184	代表者	ベストレンタル(株) 村山 智彦	坂元 健

## 事務局からのお知らせ

下記のとおり退職者・異動がありますのでお知らせいたします。

### 人事異動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

令和5年6月30日付

発令事項	氏名	現職
退職	脇田 政司	総務部長

令和5年7月1日付

発令事項	氏名	現職
総務部長	金谷 明	総務部次長



# 協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
6・1	全ト協 理事会 役員会 全日本トラック事業政治連盟 評議員会 巡回指導結果定例会議	全ト協 全ト協 兵庫陸運部	7・4	全ト協 鉄鋼部会 総会	新 横 浜 プリンスホテル
2	兵青協 総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	5	兵庫労働局安全衛生表彰式	神戸市産業振興 センター
5	兵ト協 取扱部会 正副部会長監事会議	兵ト協	兵ト協 路線部会 総会	とけいや	
6	地球と共生・環境の集い 2023	兵庫県公館	6	全日本トラック協会海コン部会総会(～7日)	北 海 道
7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	交通安全県民大会準備会議	兵庫県民会館	
兵ト協 重量鉄鋼部会正副部会長監事会議	兵ト協	7	HOT21 総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル	
無事故・無違反運動「チャレンジ100」結果検討会及び打合せ会議	兵庫県民会館	8	トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会	兵庫県警察本部 運転免許試験場(明石)	
8	大ト協 創立60周年記念式典・感謝の集い	リーガロイヤル ホテル大阪	KTS 配車担当者(管理者)研修会・業種別交流会	大 成 閣	
9	Gマーク事前相談会	西 部 研 修 セ ン タ ー	11	自動車関係団体連絡会議	自動車会館
近ト協 幹事会	ホ テ ル グランヴィア大阪	13	大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会	近畿地方整備局 (大手前合同庁舎)	
神戸市危険物安全協会総会	中央文化センター	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	14	摩耶大橋・ハーバーハイウェイ減免通行券配布 公明党政政策要望懇談会	第一ホテル東京
12	運輸安全マネジメントセミナー	西 部 研 修 セ ン タ ー	兵ト協 食品部会 総会	兵ト協	
13	全ト協 重量部会 総会	ホテル日航大分 オアシスタワー	兵ト協 ダンプ部会 総会	三宮研修センター 9階	
14	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協	15	就職フェア2024	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル
兵ト協 引越部会 委員会	兵ト協	18	兵ト協 海コン部会 役員会	東 天 閣	
15	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協	兵ト協 引越部会 総会	西 宮 香 風 高 等 学 校	
三木会	兵ト協	19	兵ト協 タンクトラック部会 総会	兵ト協	
16	天狼会総会	エクシブ六甲 サンチュアリヴィラ	20	兵ト協 取扱部会 総会	神戸メリケンパーク オリエンタルホテル
兵ト協 海コン部会 総会	大阪ハイアット リージェンシー	24	運行管理者試験事前講習会	神 仙 閣	
兵ト協 食品部会 正副部会長・監事会議	兵ト協	25	2024年問題対策セミナー	神 戸 ポ ー ト ビ ア ホ テ ル	
全ト協青年部会 全国代表者会議	全ト協	26	運行管理者試験事前講習会	兵ト協	
17	滋賀県トラック女子部会創立10周年記念式典	琵琶湖ホテル	27	就職ガイダンス	兵ト協
19	プラン2025 目標達成フルセミナー	兵ト協	28	兵ト協 重量・鉄鋼部会 総会	兵ト協
21	KTS チャリティ募金贈呈式・正副会長会議	NPO法人関西子ども文化協会 ホテルグランヴィア御殿山	全ト協 専務理事業務連絡会議	第一 樓	
過労死等防止対策セミナー	兵ト協	— 8月の予定 —		札幌パークホテル	
23	兵ト協 第65回定時総会	ANAクラウン プラザホテル神戸	8・2	兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵ト協
全ト協青年部会「関東ブロック大会」	甲府記念日ホテル (山梨県)	3	改正労働安全衛生規則等説明会	兵ト協	
26	近ト協 定時総会	ANAクラウン プラザホテル神戸	4	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
29	全ト協 総会・理事会	第一ホテル東京	8	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
兵庫県高圧ガス地域防災協議会 総会 役員会	ANAクラウン プラザホテル神戸	9	女性部会近畿ブロック役員会	ホテル日航姫路	
KTS 事務局会議	京ト協	22	初任運転者特別講習	兵ト協	
30	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議	神戸第二地方 合同庁舎	23	就職ガイダンス	ハローワーク灘
巡回指導結果 定例会議	兵ト協	31	適正化事業指導員全国研修「専門研修」	全ト協	
— 7月の予定 —					
7・1	Gマーク申請受付(～14日)	兵ト協			



## 兵ト協ニュース表紙写真募集について

### ■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

### ■募集内容

- 兵庫県の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

### ■応募方法

- 会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。
- 撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

### ■その他

- 応募作品は未発表のものに限ります。
- 採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。
- 採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



### 会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- 会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）
- 会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）
- 創業時の苦勞 ●今後の目標
- その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事） ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

### ■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

### ■ 今月のテーマ 「高齢運転者の適齢診断受診及び指導について」

担当：適正化事業指導員 藤岡 洋貴

初任運転者や高齢運転者、事故惹起運転者といった特定の運転者に対しては、よりきめ細やかな指導を行う必要があるが、特定の運転者に対して実施しなればならないことについては、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（国土交通省告示第1366号）の特定の運転者に対する特別な指導の指針に定められております。もし、監査を受けた際に適切な指導・監督の実施・記録保存されていない場合には「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づいた行政処分の対象となる可能性もあります。

違反行為	基準日車等	
	初違反	再違反
1. 特別な指導の実施状況 ① 一部不適切（指導監督告示の実施が2分の1以上である場合） ② 大部分不適切（指導監督告示の実施が2分の1未満である場合）	警告 10日車	10日車 20日車
2. 運転適性診断の受診状況 ① 受診なし1名 ② 受診なし2名以上	警告 10日車	10日車 20日車

【参考】「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」より抜粋

今月号では特定の運転者の中でも、高齢運転者にはどのようなことを実施して頂く必要があるのかをご紹介します。

高齢運転者とは満65歳以上の運転者が該当します。高齢運転者に実施すべき内容については、指導及び監督の指針には以下のとおり定められています。

#### ■ 適齢診断の受診

適齢診断（高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。）を**65才に達した日以後1年以内**（65才以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任の日から1年以内）に1回受診させ、その後**3年以内**ごとに1回受診させる。

#### ■ 特別な指導の実施

上記の適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。

65歳に到達した運転者には1年以内に高齢者適性診断（適齢診断）を受診（以後、3年毎）させなければなりません。また、その結果が判明した後1か月以内に、適齢診断結果を基に話し合いをし、その内容を特別教育の記録として保存することが必要です。

指導記録については、日時、場所及び内容並びに指導実施者及び指導を受けた者が記録されれば様式は問いません（例えば適齢診断結果の余白部分に必要な項目を記載したものを、特別な指導の記録としても構いません）。参考までに、指導記録簿の用紙のサンプルを次項に記載させていただきますので、適齢診断結果に基づく指導教育の一助となれば幸いです。



# 安全の証し「Gマーク」

## 「安全性優良事業所」申請概要

### ①申請案内

令和5年4月28日公開

全日本トラック協会ホームページより  
※申請案内(冊子)および手書き申請書類は、  
5月上旬に配布予定

### ②Web申請システム

令和5年5月下旬稼働

全日本トラック協会ホームページ  
Gマーク関係ページより



### 申請受付期間

2023年  
7月1日(土)  
～  
7月14日(金)

土・日を除く

※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、  
「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

### 更新の お知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の  
皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2021年度(新規)	219****
2回目更新	2020年度(初更)	209**** (1)
3回目更新	2019年度(2更)	199**** (2)
4回目更新	2019年度(3更)	199**** (3)
5回目更新	2019年度(4更)	199**** (4)
6回目更新	2019年度(5更)	199**** (5)

### Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には  
「Gマーク」ステッカーを  
剥がしていただく等、  
Gマーク認定事業所が  
正しく認知されるように  
してください。



●剥がされたGマーク認定  
ステッカーは、  
「安全認定」の  
有効期限2022年末  
国土交通省/全日本トラック協会

適切な使用例

申請案内など詳しくは  
「Gマーク」で検索してください。

Gマーク 検索



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい  
内容については、ホームページをご覧ください。  
<https://jta.or.jp>



公益社団法人  
全日本トラック協会

〒160-0004  
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019